

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社は、「私たちは、異色ある価値創造企業として、ものづくりで世界をリードするお客様に、良質で最適な製品・サービスを提供し続けます。」  
「私たちは、すべてのステークホルダーを大切に、社員の存在を強みとする地域に根差したグローバル企業を目指します。」という経営方針の実現に向けて、経営の健全性、効率性及び透明性を高めるため、経営の意思決定及び業務執行が適法・的確に行われ、監査が適法・適正に行われる企業統治体制を整備してまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はJASDAQ上場企業として、コーポレートガバナンス・コードの基本5原則を遵守しております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、JASDAQ上場会社ではありますが、株主の皆様との建設的な対話に資するため、市場第一部及び第二部に上場する会社に求められている「特定の事項を開示すべきとする各原則等」に関する取組状況をお知らせいたします。

#### 【原則1-4. 政策保有株式の保有方針】

##### < 政策保有株式の保有方針 >

当社は、発行会社との関係強化等を目的として、政策保有株式(以下、「株式」といいます。)を保有してまいりましたが、補充原則1-4 が新設されたことにより、当該目的事項が公のルールとして意味をなさないものとなりました。従いまして、当社取締役会は、中長期的な経済合理性をもって、個別株式を保有又は売却する判断を行うことを基本方針とし、その結果を毎年開示します。

##### < 政策保有株式の議決権行使の基準 >

当社は、株式の議決権行使にあたっては、発行会社及び当社の企業価値への影響を踏まえて、議案への賛否を判断します。

#### 【原則1-7. 関連当事者間の取引】

##### < 関連当事者間取引の基本方針 >

当社は、役員や主要株主等との取引にあたっては、取締役会において、他の既存取引先との契約条件との比較を行ったうえ、当該取引の可否を決定することを基本方針としています。

#### 【原則3-1. 情報開示の充実】

##### ( ) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社役員は、「経営理念」「経営方針」「行動規範」から構成される企業理念に基づいた行動を常に意識し、これを実践しています。

##### 【経営理念(創業理念であり、当社の究極的な目的を示しています)】

我社は、互いの善意と信頼によって結ばれた運命共同体であり、常に新しい価値を創造し、広くこれを販売することによって、会社の繁栄と社員の幸福増進の一致を計り、社会の恩恵に報いることを使命とする。

##### 【経営方針(当社の存在目的と努力の方向性を示しています)】

私たちは、異色ある価値創造企業として、ものづくりで世界をリードするお客様に、良質で最適な製品・サービスを提供し続けます。  
私たちは、すべてのステークホルダーを大切に、社員の存在を強みとする地域に根差したグローバル企業を目指します。

##### 【行動規範(当社における行動の軸を示しています)】

###### 顧客第一

お客様の視点で考え、お客様に「1+1=3プラスαの価値」を提供しよう

###### 基本重視

ものづくりの基本、販売の基本、仕事の基本を大切にしよう

###### フェア

ルールを守り、公正な仕事を心掛けよう

###### チャレンジ

高い目標に向かって、常に前向きに、とにかくやってみよう

###### スピード

情報を先取りし、すぐ行動し、はやく結果を出そう  
コミュニケーション  
情報と知識を広く共有し、討議をつくそう

( ) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

【コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方】

当社は、経営方針に掲げているとおり、すべてのステークホルダーを大切に、常に信頼される企業であり続けたいと考えております。  
コーポレートガバナンス・コードは、取締役会を中心とした自己規律のもとに実行すべき経営の重要課題と捉えており、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、基本方針を制定し、取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンスに関する基本方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のための自律的な対応を図ることを通じて、会社、投資家、ひいては経済全体の発展に寄与するという本コードの制定趣旨を踏まえ、各原則の要求に真摯に取り組むことを基本方針とし、実施しない又は速やかに実施できない原則については、その理由等を開示します。

( ) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

当社の役員報酬は、役位に応じた標準報酬を基準として、当期業績の結果に応じて翌期の役員報酬を減額する方法を採ってまいりましたが、当社取締役会は、企業の持続的な成長と優秀な人材の確保を目的として、次のとおり、業績及び企業価値向上の対価として、インセンティブを含めた役員報酬に改めることとしました。

インセンティブの要素は、「当期業績と中期業績の向上を目的として実行する重要タスクの達成度と連動させた金銭報酬」とします。これにより、取締役が担う、短・中期の経営責任にバランスした役員報酬制度へと切替えを図ってまいります。

なお、インセンティブ型の金銭報酬は2019年度を評価期間として、2020年度の役員報酬から代表取締役及び業務執行取締役に適用する予定です。

< 金銭報酬 >

- ・「連結+担当部門の営業利益」と「重要タスク」の達成度をKPIとします。
- ・金銭報酬は、社長は最大20%、その他業務執行取締役は同一役位で最大15.8%の金額差が生じることがあります。

< 本制度変更及び評価 >

- ・社長、監査等委員長及び独立社外取締役の計3名による協議を経たうえ、取締役会で決定します。

( ) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

< 選任基準 >

- ・当社の経営理念に共感し、その実現に向かって行動する意思と能力がある者
- ・遵法精神に富んでいる者
- ・誠実な性格で、自らの人望、品格その他の資質向上に努めることができる者
- ・常に会社全体の利益を第一に考え、行動できる者
- ・心身ともに健康であり、職務を誠実に遂行するために必要な時間を確保できる者
- ・法令上求められる取締役としての適格要件を満たす者

< 解任基準 >

- ・取締役の選任基準を満たせなくなった者
- ・法令、定款、公序良俗等に違反し、当社の信用又は企業価値を著しく毀損した者

< 取締役会等の構成に関する考え方 >

- ・会社経営、事業運営、法務、労務、教育、会計、財務、広報いずれかの分野で豊富な経験を有する者を社外取締役として選任します。
- ・監査等委員会は、過半数の社外監査等委員で構成します。
- ・証券取引所が定める独立役員を2名以上指定します。

< 取締役(監査等委員を除く)の選解任手続き >

- ・株主総会に提案する取締役候補者は、選任基準及び取締役会等の構成に関する考え方を踏まえて、社長、監査等委員長及び独立社外取締役の計3名による協議を経たうえで、取締役会で決定します。
- ・株主総会への取締役の解任提案は、取締役会で決定します。

< 監査等委員の選解任手続き >

- ・株主総会に提案する監査等委員候補者は、選任基準及び取締役会等の構成に関する考え方を踏まえて、監査等委員会の同意を経たうえで、取締役会で決定します。
- ・株主総会への監査等委員の解任提案は、監査等委員会の決議を経たうえで、取締役会で決定します。

( ) 取締役会が上記( )を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

当社は、第68期定時株主総会より、取締役(監査等委員取締役を含む)の選任議案の上程にあたり、個々の指名理由を付して上程する運用に改めます。

【補充原則4-1 取締役会の決議事項と取締役への委任範囲】

当社取締役会は、法令、定款及び株主総会決議により授權された事項の他、取締役会が決議すべき事項を「取締役会規則」に、代表取締役及び業務執行取締役に対して委任する事項を「組織規程」及び「職務権限規程」等の社内規定に定めて運用しております。

< 取締役会の決議事項 > (法令、定款及び株主総会決議により授權された事項を除く)

(1) 重要な業務に関する事項

重要な規程及び規則の制定及び改廃

年度及び中長期経営計画の決定

1件150百万円以上の資産その他重要な財産の取得及び処分

1件500百万円以上の長期借入

1件100百万以上の投資  
1件100百万円以上の社外貸付、債務保証及び重要な担保権の設定  
1件50百万円以上の債権放棄  
1件50百万円以上の無償の利益供与(寄付金を含む)  
前6号に準ずる重要な契約の締結  
その他取締役会が必要と認めた事項

(2) 関係会社管理規程に定める子会社に関する重要事項

定款の制定及び改廃  
経営又は事業にかかるライセンスの取得等  
増資及び減資  
子会社及び関連会社等の設置、移転並びに廃止  
剰余金の配当

(1)の事項

訴訟、調停及び仲裁等

当会社及び子会社から派遣する代表取締役、取締役又は、重要な管理者の選任及び解任等の人事事項  
その他取締役会が必要と認めた事項

< 取締役への委任事項の概要 >

取締役会決議事項(1) 乃至 (2) に定める基準金額に満たない事項  
経営組織、業務分掌及び職務権限に関する事項  
社員の人事労務に関する事項(執行役員及び子会社取締役の選解任を除く)  
取引及び取引に付随する事項  
法令、定款及び株主総会の決議により授権された事項及び規程等の運用に関する事項  
その他取締役会決議事項の運用に関する事項

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社取締役会は、社内取締役4名、社外取締役4名(うち独立社外取締役3名)の計8名で構成しています。

当社は、< 取締役会等の構成に関する考え方 > にまとめましたとおり、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与する活発な意見をいただくため、独立社外取締役を複数選任すべきと考えています。

< 取締役会等の構成に関する考え方 >

- ・会社経営、事業運営、法務、労務、教育、会計、財務、広報いずれかの分野で豊富な経験を有する者を社外取締役として選任します。
- ・監査等委員会は、過半数の社外監査等委員で構成します。
- ・証券取引所が定める独立役員を2名以上指定します。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、金融商品取引所が定める独立役員の要件を踏まえ、下記の項目のいずれにも該当しない場合は、独立性を有していると判断しています。

1. 当社及び当社の子会社(以下、「当社グループ」とする。)の業務執行者 1
2. 当社グループの大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接・間接的に保有している者)又はその業務執行者
3. 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接・間接的に保有している者又はその業務執行者
4. 当社グループの主要な取引先 2又はその業務執行者
5. 当社グループを主要な取引先とする者 3又はその業務執行者
6. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
7. 当社グループから役員報酬以外に、多額 4の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等
8. 当社グループから多額 4の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
9. 当社グループから多額の寄付又は助成を受けている者又は法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者
10. 当社グループの業務執行取締役、常勤取締役が他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼職している場合における、当該他の会社の業務執行者
11. 過去3年間に於いて、上記2～10に該当していた者
12. 上記1～10に該当する者が重要な地位にある者 5である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族  
1 業務執行者とは、法人その他の団体の取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事その他これらに準じる者並びに、過去10年間に当社グループに所属したことがある者をいう。  
2 主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高又は年間連結仕入高の2%以上を占める取引先、及び、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している取引先をいう。  
3 当社グループを主要とする取引先とは、直近事業年度におけるその取引先の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた取引先をいう。  
4 多額とは、直近事業年において、個人の場合は年間1,000万円以上、法人・組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高の2%を超えることをいう。  
5 重要な地位にある者とは、取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、執行役員及び部長格以上の管理職にある使用人をいう。

【補充原則4-11. 取締役会全体としてのバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社のビジネスモデル、経営組織の各機能及び企業規模を踏まえますと、社内取締役は、最高経営責任者(社長)、事業本部及びコーポレート本部の各長に加え、監査等委員長を選任が望ましく、また取締役会全体の実効性を確保するためにも、専門家である弁護士及び会計士、会社経営者等を含むその道のプロフェッショナルを社外取締役に選任すべきと考えています。

なお、当社取締役会の現在の員数は8名ですが、取締役会を効果・効率的に機能させるための上限員数は、12名としております。

< 選任基準 >

- ・当社の経営理念に共感し、その実現に向かって行動する意思と能力がある者

- ・遵法精神に富んでいる者
- ・誠実な性格で、自らの人望、品格その他の資質向上に努めることができる者
- ・常に会社全体の利益を第一に考え、行動できる者
- ・心身ともに健康であり、職務を誠実に遂行するために必要な時間を確保できる者
- ・法令上求められる取締役としての適格要件を満たす者

#### <取締役(監査等委員を除く)の選任手続き>

- ・株主総会に提案する取締役候補者は、選任基準及び取締役会等の構成に関する考え方を踏まえて、社長、監査等委員長及び独立社外取締役の計3名による協議を経たうえで、取締役会で決定します。

#### <監査等委員の選任手続き>

- ・株主総会に提案する監査等委員候補者は、選任基準及び取締役会等の構成に関する考え方を踏まえて、監査等委員会の同意を経たうえで、取締役会で決定します。

#### 【補充原則4-11 取締役・監査等委員の兼任状況】

##### <取締役・監査等委員の他の上場会社の役員の兼任状況>

当社社外取締役(監査等委員を含む)の他の上場会社の役員の兼任状況は次のとおりです。

地位:社外取締役(監査等委員)  
氏名:林 高史  
会社名・地位:日本ホスピスホールディングス株式会社 社外監査役

#### 【補充原則4-11 取締役会評価の結果の概要】

当社は、2019年5月21日開催の取締役会において、次の4つの基本的要素に関するアンケートを実施し、本年6月14日開催の取締役会において、取締役会全体の実効性を分析・評価しました。

1. 取締役会の構成
2. 取締役会の運営
3. 取締役会を支える体制
4. その他

この分析・評価の結果、次の各事項について、継続的に取り組むことで、取締役会の実効性をさらに高めていくことを確認しました。

- ・企業価値の向上に資する長期的な課題及び中期経営計画の進捗とその課題に関する協議の継続
- ・重要事項に関する取締役会審議後の取組状況の継続的なモニタリングの強化
- ・取締役会の多様性に関する協議の継続
- ・次世代経営体制に関する協議の継続

今後もアンケートを実施し、取締役会の運営等を継続して改善してまいります。

#### 【補充原則4-14 取締役・監査役に対するトレーニング】

##### <取締役・監査等委員に対するトレーニングの方針>

当社は、社外取締役・社外監査等委員を含む取締役・監査等委員が就任するにあたって、取締役・監査等委員に求められる法的責任、会社の定款・諸規定、事業・財務・組織等に関する必要な知識並びに、コーポレートガバナンスや上場規則に関して十分な理解を深める機会を与え、就任後においても、これら知識等を更新する機会を設けます。

#### 【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

##### <株主との建設的な対話に関する方針>

- ・当社は、株主からの対話(面談)の申込みに対して、合理的な範囲・方法でIR 担当取締役、IR 担当管理職者又はIR 担当者が応対させていただきます。
- ・IR 担当取締役は、個別面談の他、会社・決算説明会等を開催し、IR 活動の充実を図ります。
- ・IR 担当取締役は、株主からいただいたご意見・ご要望を社長に適宜報告するとともに、社長が現計画、現規定等を修正する必要があると判断した場合は、取締役会にその修正を諮ります。
- ・IR 担当取締役は、インサイダー情報管理規程に基づき、情報管理を徹底します。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

#### 【大株主の状況】更新

| 氏名又は名称                                                                     | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|----------------------------------------------------------------------------|----------|-------|
| フリージア マクロス株式会社                                                             | 860,800  | 9.45  |
| BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) | 733,400  | 8.05  |
| 日邦産業社員持株会                                                                  | 682,145  | 7.49  |
| 株式会社三井住友銀行                                                                 | 274,000  | 3.01  |
| 大 塚 眞 治                                                                    | 233,429  | 2.56  |

|             |         |      |
|-------------|---------|------|
| 田 中 喜 佐 夫   | 228,782 | 2.51 |
| 株式会社富士プレス   | 221,700 | 2.43 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 216,480 | 2.38 |
| 黄 聖 博       | 213,500 | 2.34 |
| 田 中 善 慶     | 176,300 | 1.94 |

|                 |    |
|-----------------|----|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | —— |
| 親会社の有無          | なし |

|      |
|------|
| 補足説明 |
|------|

3. 企業属性

|                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| 上場取引所及び市場区分         | 東京 JASDAQ       |
| 決算期                 | 3 月             |
| 業種                  | 卸売業             |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上         |
| 直前事業年度における(連結)売上高   | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数   | 10社以上50社未満      |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

海外関連会社は各々の法律に基づき設立されているので、各国の法律に適合したコーポレート・ガバナンスが必要とされています。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

|      |            |
|------|------------|
| 組織形態 | 監査等委員会設置会社 |
|------|------------|

【取締役関係】

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数             | 12 名   |
| 定款上の取締役の任期             | 1 年    |
| 取締役会の議長                | 社長     |
| 取締役の人数                 | 8 名    |
| 社外取締役の選任状況             | 選任している |
| 社外取締役の人数               | 4 名    |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 3 名    |

|           |
|-----------|
| 会社との関係(1) |
|-----------|

| 氏名     | 属性       | 会社との関係( ) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|--------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|        |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 田中 喜佐夫 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   | ○ |   |   |   |
| 林 高史   | 公認会計士    |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 川原井 勇  | 他の会社の出身者 |           |   |   |   | ○ |   |   |   |   |   |   |
| 高井 洋輔  | 弁護士      |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

|           |    |
|-----------|----|
| 会社との関係(2) | 更新 |
|-----------|----|

| 氏名 | 監査等委員 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|----|-------|------|--------------|-------|
|----|-------|------|--------------|-------|

|        |   |   |                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------|---|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 田中 喜佐夫 |   | ○ | 田中喜佐夫氏は、株式会社レイホー製作所の代表取締役社長であります。                                                                  | <p>&lt;選任理由&gt;<br/>同氏を社外取締役とした理由は、当社取締役会が取締役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続に定める選任基準を満たしていること並びに、実直なものづくりを展開している企業の経営者として豊富な経験と高い見識を有しており、当社の経営に関する有用な助言と監督が可能であることから選任したものであります。</p> <p>&lt;独立性・中立性&gt;<br/>当社と同氏の重要な兼職先である株式会社レイホー製作所との間に産業資材の取引がありますが、当社との人的関係又は資本的関係、その他の利害関係はありません。<br/>なお、当社と同社との取引高は軽微であります。また、同氏は大株主であります。金融商品取引法第163条第1項に定める主要株主ではありません。<br/>同氏は社外取締役としての職務を遂行する上で、当社の一般株主と利益相反が生じる事由はなく、独立性が高いと判断したため独立役員に指定しております。</p> |
| 林 高史   | ○ | ○ | 林高史氏は、公認会計士並びに税理士であり、グラーティアコンサルティンググループ林公認会計士事務所の代表、日本ホスピスホールディングス株式会社の社外監査役及び株式会社Kipsの社外取締役であります。 | <p>&lt;選任理由&gt;<br/>同氏を社外取締役とした理由は、公認会計士・税理士としての豊富な経験と見識を持って、当社の事業運営に助言を頂くことを期待して選任したものであります。</p> <p>&lt;独立性・中立性&gt;<br/>当社と同氏の重要な兼職先との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係、その他の利害関係はありません。<br/>同氏は社外取締役(監査等委員)としての職務を遂行する上で、当社の一般株主と利益相反が生じる事由はなく、独立性が高いと判断したため独立役員に指定しております。</p>                                                                                                                                                                      |
| 川原井 勇  | ○ |   | 川原井勇氏は、日立化成株式会社の関西支社長であります。当社と同社との間には、定期的に産業資材の取引があります。                                            | <p>&lt;選任理由&gt;<br/>同氏を社外取締役とした理由は、同氏は会社の経営に関与した経験はありませんが、日立化成(株)の重要な職位を務められており、豊富な経験と見識を持って、当社の事業運営に助言を頂くことを期待して選任したものであります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 高井 洋輔  | ○ | ○ | 高井洋輔氏は、弁護士であり、坪内・高井法律事務所のパートナーであります。                                                               | <p>&lt;選任理由&gt;<br/>同氏を社外取締役とした理由は、同氏は会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての専門的な経験と見識を持って、当社の事業運営に助言を頂くことを期待して選任したものであります。</p> <p>&lt;独立性・中立性&gt;<br/>当社と同氏の重要な兼職先との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係、その他の利害関係はありません。<br/>同氏は社外取締役(監査等委員)としての職務を遂行する上で、当社の一般株主と利益相反が生じる事由はなく、独立性が高いと判断したため独立役員に指定しております。</p>                                                                                                                                                    |

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

|        | 全委員(名) | 常勤委員(名) | 社内取締役(名) | 社外取締役(名) | 委員長(議長) |
|--------|--------|---------|----------|----------|---------|
| 監査等委員会 | 4      | 1       | 1        | 3        | 社内取締役   |

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

#### 現在の体制を採用している理由

監査等委員会の職務を補助するための使用人は、監査等委員会が補助使用人を必要とするときには、これを置くものとする。その補助使用人は、取締役から独立していることが担保されるものとする。

#### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

更新

当社は、内部監査室長により構成された内部監査室を設置しております。内部監査室長は、監査計画を常勤監査等委員並びに会計監査人に対し事前に通知するとともに、監査結果を定期的に報告し、監査状況の共有に努めております。また、常勤監査等委員及び内部監査室は会計監査人による監査へ必要に応じて同行する等、緊密に連携をとり効率的な監査を実施しております。

#### 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

#### 【独立役員関係】

独立役員の人数

更新

3名

#### その他独立役員に関する事項

当社と社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）田中喜佐夫の重要な兼職先である株式会社レイホー製作所との間に産業資材の取引がありますが、当社との人的関係又は資本的関係、その他の利害関係はありません。なお、当社と当社との取引高は軽微であります。

当社と監査等委員である社外取締役 林高史の重要な兼職先との間に人的関係、資本的関係又は取引関係、その他の利害関係はありません。当社と監査等委員である社外取締役 高井洋輔の重要な兼職先との間に人的関係、資本的関係又は取引関係、その他の利害関係はありません。

なお、当社は社外取締役 田中喜佐夫、林高史及び高井洋輔を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届け出ております。

#### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

更新

その他

#### 該当項目に関する補足説明

更新

2019年度までの当社の役員報酬は、役位に応じた標準報酬を基準として、当期業績の結果に応じて翌期の役員報酬を減額する方法を採ってまいりましたが、当社取締役会は、企業の持続的成長と優秀な人材の確保を目的として、次のとおり、業績及び企業価値向上の対価として、インセンティブを含めた役員報酬に改めることとしました。

インセンティブの要素は、「当期業績と中期業績の向上を目的として実行する重要タスクの達成度と 連動させた金銭報酬」とします。これにより、取締役が担う、短・中期の経営責任にバランスした役員報酬制度へと切替えを図ってまいります。

なお、インセンティブ型の金銭報酬は2019年度を評価期間として、2020年度の役員報酬から代表取締役及び業務執行取締役に適用する予定です。

#### ストックオプションの付与対象者

#### 該当項目に関する補足説明

#### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

#### 該当項目に関する補足説明

更新

役員ごとの報酬等の総額につきましては、1億円以上を支給している役員はありませんので記載を省略しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針  
の有無 **更新**

あり

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2019年度までの当社の役員報酬は、役位に応じた標準報酬を基準として、当期業績の結果に応じて翌期の役員報酬を減額する方法を採ってまいりましたが、当社取締役会は、企業の持続的成長と優秀な人材の確保を目的として、次のとおり、業績及び企業価値向上の対価として、インセンティブを含めた役員報酬に改めることとしました。

インセンティブの要素は、「当期業績と中期業績の向上を目的として実行する重要タスクの達成度と 連動させた金銭報酬」とします。これにより、取締役が担う、短・中期の経営責任にバランスした役員報酬制度へと切替えを図ってまいります。

なお、インセンティブ型の金銭報酬は2019年度を評価期間として、2020年度の役員報酬から代表取締役及び業務執行取締役に適用する予定です。

### 【社外取締役のサポート体制】

社外取締役のサポートは業務分掌に基づき経営企画部が行っております。取締役会において積極的な意見表明ができるように付議事項等を事前に配付し、必要に応じて事前説明を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社はコーポレートガバナンスを「株主に代わって、経営の適法性や効率性をチェックする仕組み」とであると捉え、最も適した仕組みとして、株主総会、取締役会、監査等委員会、代表取締役及び会計監査人を設置し、取締役の職務執行の監督及び監査の体制を整備しております。また、「内部統制システムに関する基本的な考え方」「内部統制システムの推進体制」をまとめ、当社及び当社の関係会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備を図っております。

なお、取締役会は、原則として2ヵ月に1回以上開催し、経営上重要な事項については、常勤取締役(監査等委員長を含む)で構成された経営戦略会議において、事前に十分な審議を行ったうえで、取締役会に上申しております。

また、監査等委員会は、監査等委員4名(常勤監査等委員1名、社外取締役である監査等委員3名)からなり、原則として2ヵ月に1回以上開催し、経営上の重要な事項、監査等委員監査及び内部監査の結果並びに会計監査人による監査結果等について、協議、決議を行っております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

2.の体制は、業務執行及び監督・監査を行ううえで、最も適した仕組みであると考え、この体制を選択しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

|                 | 補足説明                                                                                                                                                       |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株主総会招集通知の早期発送   | 当社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めております。<br>また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnet や当社のウェブサイトにより電子的に公表しております。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 当社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、集中日を回避した株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行っております。                                                                     |
| 招集通知(要約)の英文での提供 | 当社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、招集通知(株主総会参考書類)の英訳を行っております。                                                                                                |

### 2. IRに関する活動状況 更新

|                         | 補足説明                                                                                                                                                | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表     | 当社は、株主・投資家をはじめとする全てのステークホルダーに当社を理解していただき、当社と友好的な信頼関係を構築・維持していくことを目的に、当社グループに関する有用で適切な情報を公正かつ迅速に開示しております。<br>また、当該ディスクロージャーポリシーを当社ウェブサイトにより公表しております。 |               |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催       | 当社は、個人投資家向けに定期的説明会は開催しておりませんが、株主・投資家をはじめとする全てのステークホルダーからの質問・問合せ等に関しましては、個別に対応しております。                                                                | なし            |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 当社は、決算説明会を年2回開催しております。(年度・第2四半期)                                                                                                                    | あり            |
| IR資料のホームページ掲載           | 当社は、決算説明会資料を当社ウェブサイトにて年2回掲載しております。(年度・第2四半期)                                                                                                        |               |
| IRに関する部署(担当者)の設置        | 当社は、コーポレート本部経営企画部内にIR担当を配置しております。                                                                                                                   |               |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

|                              | 補足説明                                                                                                                          |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社は、「私たちは、すべてのステークホルダーを大切に、社員の存在を強みとする地域に根差したグローバル企業を目指します。」と経営方針に謳っており、販売先、仕入先その他の当社を支えてくれる取引先、地域社会、株主等ステークホルダーの立場を尊重しております。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施             | 環境基本方針及びコンプライアンス宣言・行動憲章を定め、「良き企業市民」として常に評価されるよう、社会的良識をもって行動しております。                                                            |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定    | 当社は、決算・財務報告の基本方針及び情報セキュリティ基本方針を定め、企業情報を正確かつタイムリーに開示することに努めております。                                                              |

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、2019年2月20日に開催した取締役会において、会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社及び当社の関係会社から成る企業集団（以下、総称して「日邦グループ」という。）の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関して、次のとおり決議いたしました。

- a. 取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (a) コンプライアンスに関する基本的方針として「コンプライアンス宣言」及び「行動憲章」を採択し、業務遂行上遵守すべき規範として「コンプライアンス規程」等を制定し、取締役を筆頭にして、これらを実践することとした。
  - (b) 取締役会は、「取締役会規則」を定め、各取締役の職務執行を監督し、監査等委員会は、「監査等委員会規則」を定め、取締役の職務執行について監査することとした。
  - (c) コンプライアンス推進体制の構築、社内通報制度、内部監査等を通じて、取締役の法令及び定款の遵守の徹底を図る体制を構築した。
- b. 取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (a) 法令等、及び社内諸規定に従い、株主総会、取締役会及び監査等委員会の議事録その他重要文書を保存、管理し、法令により閲覧に供し開示する。
  - (b) 企業秘密情報については、「企業秘密管理規程」を定め、管理責任者を置き、同情報への、内・外部からのアクセスを防止し、漏洩を完封する。
  - (c) 「個人情報管理規程」及び「特定個人情報管理規程」を定め、個人情報等も同様に保護する。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (a) 取締役会の下に「内部統制推進本部」を設置し、常に損失の危険を予知する体制を整備し、損失危機に適切かつ迅速に対応する。同推進本部長にはコーポレート本部長が当たる。
  - (b) 損失の危機を管理するため「リスク管理基本規程」を制定し、個別のリスク毎に管理マニュアルを作成し、リスクの発生を未然に防止するとともに、発生したリスクへの的確な対応、速やかな回復を図る。
  - (c) 取締役会は、内部統制システムを整備し、各取締役の損失危険管理への対応・運用状況につき監督、監視及び検証する。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (a) 経営方針、その他の取締役会規則に定める重要事項等の審議は、常勤取締役と監査等委員長から成る「経営戦略会議」で行い、そこで内定したものをたたき台として、最終的に「取締役会」で決定する。
  - (b) 当社において、「役員の職務執行等に関する規則」、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」により、取締役の各業務執行にかかる責任を明確にし、各取締役にそれぞれ定められた業務を信義誠実にして忠実に行わせる。
  - (c) 当社の常勤取締役は「取締役会」「経営戦略会議」「経営協議会」に、非常勤取締役は「取締役会」「拡大経営協議会」に出席し、取締役は職務の執行状況を相互に監督し、監査等委員も取締役の職務を監査する。
- e. 執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (a) 前記aの「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制」中の、「取締役」の定めを「執行役員及び使用人」に読み代えるものとする体制の整備が完了している。
  - (b) 業務規程としては次のものが定められている。
    - イ 内部監査規程
    - ロ 経理規程
    - ハ 予算管理規程
    - ニ 原価計算規程
    - ホ 与信管理規程
    - ヘ 外貨借入為替リスク管理規程
    - ト 個人情報管理規程
    - チ 特定個人情報管理規程
    - リ 稟議規程
    - ヌ 規程管理規程
    - ル 有価証券取扱規程
    - ヲ 文書管理規程
    - ワ 印章管理規程
    - カ 業務車両管理規程
    - ヨ 発明・考案等取扱規程
    - タ 安全保障輸出管理規程
    - レ 品質マネジメント基本規程
    - ソ 環境マネジメント基本規程
  - (c) 「就業規則」等を完備し、執行役員及び使用人に就業規則に定める服務規律を遵守させている。
- f. 日邦グループにおける業務の適正を確保するための体制
  - (a) 「関係会社管理規程」、「管理職制度規程」及び「当社子会社間の取引に関する基準規程等」を定め、子会社の取締役、監査役及び使用人を管理し、当社が直接子会社取締役等に対し指示命令をする体制を整備している。
  - (b) 当社の監査等委員及び内部監査室が子会社の監査をそれぞれ定期的に行う体制を整備している。
- g. 監査等委員の職務を補助する使用人について  
監査等委員の職務を補助するための使用人は、監査等委員が補助使用人を必要とするときには、これを置くものとする。その補助使用人は、取締役から独立していることが担保されるものとする。
- h. 取締役、執行役員及び使用人が監査等委員に報告をするための体制、その他の監査等委員への報告に関する体制
  - (a) 取締役会には全監査等委員が出席し、経営戦略会議、経営協議会等当社の重要会議には監査等委員長が出席し、取締役はこれらの重要会議において職務執行状況につきこれらを監査等委員に対し報告する。
  - (b) 社内通報制度による通報情報は、速やかにすべてが監査等委員に報告される。

i. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 内部監査室は、監査等委員に対し、内部監査計画及び内部監査結果について、定期的に報告し、かつこれらを共有する。
- (b) 監査等委員監査の有効性を確保するため、「監査等委員会規則」を定め、取締役、執行役員及び社員並びに子会社の取締役、監査役及び使用人から当社監査等委員への報告を確実に実施させる。
- (c) 子会社の取締役及び使用人は、当該子会社の監査役から当該子会社の業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- (d) 内部通報のみならず、監査等委員に報告を行った日邦グループの取締役、監査役及び使用人は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることはない。
- (e) 当社は、監査等委員が、その職務の執行について費用の前払い等の請求をした場合は、速やかに当該費用の支払いを行う。但し、その支出の必要性と必要額について、後日コーポレート本部のチェックを受けることがある。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える反社会的勢力との一切の関係を排除することを基本方針としており、コンプライアンス規程等にその旨を定めております。

また、対応統括部署をコーポレート本部業務支援部とし、顧問弁護士、所轄警察及び企業防衛対策協議会等の外部機関と連携し、反社会的勢力による企業活動への関与や当該勢力による被害を防止する体制を整備するとともに、コンプライアンスガイドブックをもって社員教育をすすめております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

更新

あり

該当項目に関する補足説明

更新

当社は、2019年6月21日開催の第68期定時株主総会において「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を継続することについてご承認をいただきました。

< 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 >

当社取締役会は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

但し、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉等を行う必要があると考えています。

詳細につきましては、当社ウェブサイト([https://www.nip.co.jp/ir/call\\_68\\_1.pdf](https://www.nip.co.jp/ir/call_68_1.pdf))をご覧ください。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

更新

当社の企業統治の体制の模式図は以下のとおりであります。

